

令和3年9月八戸市議会定例会

報 告 事 件

9 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第21号	令和2年度八戸市一般会計継続費精算報告書 -----	5
報告第22号	令和2年度八戸市立市民病院事業会計継続費精算報告書 -----	7
報告第23号	令和2年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書 -----	9
報告第24号	令和2年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について -----	11
報告第25号	令和2年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率の報告について -----	13
報告第26号	令和2年度青森県新産業都市建設事業団決算の報告について -----	15
報告第27号	専決処分の報告について ----- (八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の専決処分)	17
報告第28号	専決処分の報告について ----- (八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定の専決処分)	21
報告第29号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	25
報告第30号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	27
報告第31号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	29
報告第32号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	31

報告第33号	専決処分の報告について -----	33
	(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	

令和2年度八戸市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 支 の 割 出 額 済 と 額 差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他		一般財源
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
4	衛生費	1 保健衛生費	八戸市総合保健センター整備事業	29	49,260,000		45,100,000		4,160,000	30,952,260		28,300,000		2,652,260	18,307,740		16,800,000		1,507,740
				30	1,146,400,000		1,053,100,000		93,300,000	977,622,480		908,200,000		69,422,480	168,777,520		144,900,000		23,877,520
				元	4,507,153,000		4,149,400,000	51,706,000	306,047,000	2,419,535,194		2,224,900,000	51,706,000	142,929,194	2,087,617,806		1,924,500,000		163,117,806
				2	77,187,000		69,800,000		7,387,000	2,093,844,184		1,927,600,000		166,244,184	△ 2,016,657,184		△ 1,857,800,000		△ 158,857,184
				計	5,780,000,000		5,317,400,000	51,706,000	410,894,000	5,521,954,118		5,089,000,000	51,706,000	381,248,118	258,045,882		228,400,000		29,645,882
6	農林水産業費	3 水産業費	水産物流通機能高度化対策事業	29	192,000,000	128,000,000		64,000,000					192,000,000	128,000,000				64,000,000	
				30	1,091,000,000	688,000,000	44,200,000	358,800,000						1,091,000,000	688,000,000	44,200,000		358,800,000	
				元	1,469,340,000	809,950,000	582,800,000	76,590,000	1,262,604,000	841,700,000		420,904,000	206,736,000	△ 31,750,000	582,800,000		△ 344,314,000		
				2	424,200,000	282,800,000	141,400,000		1,787,949,000	1,003,080,000	713,900,000		70,969,000	△ 1,363,749,000	△ 720,280,000	△ 572,500,000		△ 70,969,000	
				計	3,176,540,000	1,908,750,000	768,400,000	499,390,000	3,050,553,000	1,844,780,000	713,900,000		491,873,000	125,987,000	63,970,000	54,500,000		7,517,000	
8	土木費	2 道路橋りょう費	新大橋整備事業(撤去等工事分)	元	2,463,322,000	1,354,827,000	55,400,000	1,053,095,000	466,851,947	256,768,570	10,500,000	199,583,377	1,996,470,053	1,098,058,430	44,900,000		853,511,623		
				2	70,678,000	38,872,000	1,500,000	30,306,000	2,067,148,053	1,136,931,330	46,400,000		883,816,723	△ 1,996,470,053	△ 1,098,059,330	△ 44,900,000		△ 853,510,723	
				計	2,534,000,000	1,393,699,000	56,900,000	1,083,401,000	2,534,000,000	1,393,699,900	56,900,000		1,083,400,100		△ 900			900	
10	教育費	3 中学校費	下長中学校防音機能復旧事業	元	93,493,000	47,807,000	38,000,000	7,686,000	52,134,000	27,184,000	21,800,000	3,150,000	41,359,000	20,623,000	16,200,000		4,536,000		
				2	218,156,000	111,553,000	88,900,000	17,703,000	224,806,400	112,140,000	89,900,000		22,766,400	△ 6,650,400	△ 587,000	△ 1,000,000		△ 5,063,400	
				計	311,649,000	159,360,000	126,900,000	25,389,000	276,940,400	139,324,000	111,700,000		25,916,400	34,708,600	20,036,000	15,200,000		△ 527,400	

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 額	左 の 財 源 内 訳				年 支 の 割 出 額 と 額 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
10 教育費	5 社会教育費	新美術館整備事業	30	918,732,000	376,213,000	413,400,000		129,119,000						918,732,000	376,213,000	413,400,000		129,119,000
			元	490,000,000	245,000,000	220,500,000		24,500,000	918,732,000	376,213,000	413,400,000		129,119,000	△ 428,732,000	△ 131,213,000	△ 192,900,000		△ 104,619,000
			2	1,856,668,000	200,734,000	1,490,200,000		165,734,000	2,340,012,300	414,152,000	1,704,700,000		221,160,300	△ 483,344,300	△ 213,418,000	△ 214,500,000		△ 55,426,300
			計	3,265,400,000	821,947,000	2,124,100,000		319,353,000	3,258,744,300	790,365,000	2,118,100,000		350,279,300	6,655,700	31,582,000	6,000,000		△ 30,926,300

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

令和2年度八戸市立市民病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		
1	資本的 支出	建設改良費 緩和ケア病棟 整備事業	30	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				175,106,000	1,600,000	173,500,000	6,000		60,292,440		59,400,000	892,440		114,813,560	1,600,000	114,100,000	△ 886,440			
			元	3,362,157,000	30,400,000	3,331,700,000	57,000		1,325,924,500	1,600,000	1,316,000,000	8,324,500		2,036,232,500	28,800,000	2,015,700,000	△ 8,267,500			
			2						1,893,948,280	30,400,000	1,850,000,000	13,548,280		△ 1,893,948,280	△ 30,400,000	△ 1,850,000,000	△ 13,548,280			
	計		3,537,263,000	32,000,000	3,505,200,000	63,000		3,280,165,220	32,000,000	3,225,400,000	22,765,220		257,097,780		279,800,000	△ 22,702,220				

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

令和2年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 額	年 割 額 と 支 払 義 務 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				
					国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他			国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他	国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他	
1	資本的 支出	1 建設改良費	東部終末処理場 水処理施設増築 (土木)整備事業	29	円 510,000,000	円 280,500,000	円 229,500,000	円	円	円 222,000,000	円 122,100,000	円 99,900,000	円	円	円 288,000,000	円 158,400,000	円 129,600,000	円	円
				30	1,310,000,000	719,000,000	591,000,000			828,000,000	454,000,000	374,000,000			482,000,000	265,000,000	217,000,000		
				元	1,260,000,000	694,500,000	565,500,000			770,000,000	421,400,000	348,600,000			490,000,000	273,100,000	216,900,000		
				2						840,219,000	461,020,450	379,198,550			△ 840,219,000	△ 461,020,450	△ 379,198,550		
				計	3,080,000,000	1,694,000,000	1,386,000,000			2,660,219,000	1,458,520,450	1,201,698,550			419,781,000	235,479,550	184,301,450		

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

報告第24号

令和2年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和2年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を次のように報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

1 健全化判断比率

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 実質赤字比率 | — % (実質赤字なし) |
| (2) 連結実質赤字比率 | — % (連結実質赤字なし) |
| (3) 実質公債費比率 | 9.5% |
| (4) 将来負担比率 | 126.0% |

2 資金不足比率

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 地方卸売市場八戸市魚市場特別会計 | — % (資金不足なし) |
| (2) 八戸市中央卸売市場特別会計 | — % (資金不足なし) |
| (3) 八戸市産業団地造成事業特別会計 | — % (資金不足なし) |

報告第25号

令和2年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和2年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率を次のように報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

- | | | | |
|---|--------------|---|-----------|
| 1 | 八戸市自動車運送事業会計 | － | ％（資金不足なし） |
| 2 | 八戸市立市民病院事業会計 | － | ％（資金不足なし） |
| 3 | 八戸市下水道事業会計 | － | ％（資金不足なし） |

報告第26号

令和2年度青森県新産業都市建設事業団決算の報告について

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第3条の規定に基づき、令和2年度青森県新産業都市建設事業団に係る決算を次のように報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

- 1 令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算
- 2 令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第20号

八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年8月6日

八戸市長 小 林 眞

八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例

八戸市個人情報保護条例（平成17年八戸市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第17号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年7月27日

八戸市長 小 林 眞

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3の17の表4の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表6の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表8の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表12の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表13の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表14の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年4月10日に八戸市江陽一丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第22号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道におけるマンホール周辺の路面の沈下による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年8月11日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 19,650円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年2月11日に八戸市大字大久保字大塚の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第16号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年7月19日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 470,520円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年6月15日に八戸市大字湊町字大沢の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第18号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における側溝の蓋による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを
地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年7月27日

八戸市長 小 林 眞

- 1 金額 17,160円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年6月24日に八戸市桔梗野工業団地三丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第21号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における側溝の蓋による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを
地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年8月10日

八戸市長 小 林 眞

- 1 金額 74,470円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月7日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年6月21日に八戸市大字白銀町字左新井田道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第19号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

草刈り作業中に刈払機の刃が跳ね返り接触したことによる自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年8月5日

八戸市長 小 林 眞

- 1 金額 14,080円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。